

第 11 回横須賀市屋外広告物審議会

1. 日 時 平成 22 年（2010 年）3 月 15 日（月）14:00～15:40

2. 場 所 横須賀市役所消防庁舎 3 階第 3 会議室

3. 議 案

（1）横須賀市屋外広告物条例の見直しについて（報告）

4. 出 席 者 委員 7 名

・河上 俊昭 委員
・菊竹 雪 委員
・田口 敦子 委員長
・長井 興一郎 委員
・浜田 哲二 委員
・松下 啓一 委員
・山畑 信博 委員

事務局 4 名

・平井 毅 景観推進課長
・桑島 正明 主査
・土屋 文代 主任
・堀 眞治 非常勤職員

5. 傍 聴 人 なし

6. 議事経過 次のとおり

○事務局（平井）

定刻となったので、会議を始めます。

年度末のお忙しい中、審議会にご出席いただきありがとうございます。

来年度は、組織改正があり、景観推進課は市街地整備景観課という課名になり、屋外広告物についても市街地整備景観課で担当しますのでよろしくお願いします。

○事務局（桑島）

本審議会は、横須賀市屋外広告物審議会規則及び横須賀市屋外広告物審議会運営要領により、進めます。その中で、原則、会議を公開することになっており、本日の傍聴者は0名です。

まず、横須賀市屋外広告物審議会規則第4条第2項によります、会議の成立について、当審議会委員7名のうち7名が出席し半数以上の出席となりますので、会議は成立していることをご報告します。

議事に入る前に資料の確認をします。

事前にお送りした、資料1「横須賀市屋外広告物条例の見直しについて」

他に、本日の「会議次第」

と「横須賀市屋外広告物条例集」

と「屋外広告物条例ガイドライン（案）（抜粋）」

があります。

足りない書類があればお知らせください。

では、議事に移りたいと思います。田口委員長、よろしくお願いいたします。

○田口委員長

では、ただ今より、第11回横須賀市屋外広告物審議会を開催します。

まず、横須賀市屋外広告物審議会運営要領第6条第3項により、本日の議事録の署名委員を指名します。従来より名簿の順番でお願いしているので、今回は浜田委員と松下委員を指名します。よろしくお願いいたします。

では、議事に入ります。（1）横須賀市屋外広告物条例の見直しについて（報告）について事務局、説明してください。

○事務局（桑島）

（資料1 I 改正目的）

（資料1 II 検討課題 1 屋外広告業登録制度の導入）

登録制度導入については、（1）から（6）の内容を考えている。

（1）から（3）については、屋外広告物法に記載があるものである。

（4）は、国土交通省が示した屋外広告物条例ガイドライン（案）で推奨されている

考え方である。県内5団体で検討し、県登録業者は、市にも登録したとみなすものである。

(5)は、本市が独自に導入を考えている制度である。登録の取り消しは県にしかできないので、みなし規定を適用しないことを市の判断でできることとしたものである。

(6)は、屋外広告物条例ガイドライン(案)に示されたものであるが、屋外広告物法から委任されたものではなく、地方自治法に基づく懲役罰となる。

○田口委員長

この条例が施行されてから、来年で10年目ということもあり、改正を検討するということである。

登録制については、これから県が検討する段階なのか。

○事務局(平井)

資料3ページにあるように、すでに県内5自治体で検討をしてきたもので、平成23年10月1日に施行を目指して合意した内容を含んでいる。

○田口委員長

検討課題1の屋外広告業登録制度の導入について、ご意見・ご質問のある委員はご発言をどうぞ。

○山畑委員

業務主任者の資格はどのようなものと考えているのか。

よく問題になるのは、「屋外広告士」と「講習会修了者」のレベルが違うことである。

○事務局(平井)

屋外広告物業には、幅広い人たちが携わっている。皆さんに対応できるよう、他都市と同じ基準としていきたい。

○長井委員

現条例の28条とどう違うのか。

○事務局(桑島)

現条例28条の講習会修了者等と同じである。屋外広告物法10条2項3号に基づくものである。

○浜田委員

この講習会は、毎年1回開催し、資格者は毎年受講しないといけないのか。それとも1度受講すれば一生資格があるのか。

何度も受ければ資質も上がるかもしれないので、屋外広告士とのレベル差の問題も解決できるかもしれない。議論の余地はあるのか。

○事務局（桑島）

1度受けていただければ、ずっと有効である。

そういった部分は課題ではあるが、今回の改正では条例中にどうするか、具体的に検討することとしてはいない。

○事務局（平井）

今日は、条例改正における課題について審議会へ報告という段階である。

講習会についても、県内ワーキングの中で検討することができると思う。

○松下委員

片みなしをするという特例規定について、県に登録すれば市にも登録したことになるようであるが、逆はないのか。

地方分権が言われる中で、県と市は対等な立場なので、技術的な問題があるなら別であるが、なぜできないのか。

○田口委員長

片みなしのメリットをどう考えているのか、事務局より説明を求める。

○事務局（桑島）

みなし規定については、屋外広告物法に記載があるのではなく、国土交通省からの通達というかたちでガイドラインで推奨されているものである。

県に登録すれば市にも登録したこととなる片みなしと、県内どこかの自治体に登録すればどこでも登録したこととなる両みなしが考えられる。

両みなしを採用しているのは、岡山県（県、岡山市、倉敷市）だけである。

他の自治体は、単独か又は県への片みなしとなっている。

○事務局（平井）

みなしのメリットとしては、登録業者の経済的負担の軽減があげられる。神奈川県の場合、単独登録となると5自治体への登録が必要となり、みなしにすると1/5の負担で済む。

他にも、不良業者への抑止力として効果が期待できる。条例違反などを行った業者は、

県が登録の取り消しを行うことで、県内全域で営業ができなくなり、各自治体への単独登録よりも大きな抑止力となることが考えられる。

両みなしについては、情報共有の方法に課題がある。5自治体で情報システムを構築するにはお金がかかりすぎることもあり、県内ワーキングでは両みなしを採用しなかった。

○松下委員

最初は片みなしでスタートしてみることなら理解できる。

○田口委員長

他になれば、資料1 検討課題2 制度・基準の改正（登録制以外のもの）について事務局より説明をどうぞ。

○事務局（桑島）

（資料1 II 検討課題 2 制度・基準の改正（登録制以外のもの））

（3）禁止物件にカーブミラーが含まれていなかったのも不足するものを加えたい。

（11）別表1の区分にある文言と、別表3の文言に統一性がないので、整理したい。

（12）規制が変わった時、いきなり違反になってしまうので、経過措置規定を作りたい。

（22）現条例で規制のない広告は、なんでもやってしまっているのか、又はなにもやってはいけないものなのか整理したい。

○田口委員長

では、今の説明に関しご意見・ご質問をどうぞ。

○菊竹委員

緩和と規制、同時に両面考えていくのは賛成である。

その上で、大きく3つの点について確認させて頂きたい。

1 つめ。

（2）景観重要樹木などを禁止物件に加えたいということであるが、樹木やベンチなど民間の寄贈を受けて整備した場合は、条例上はどう判断されるのか。寄贈者の名前などを書くのも許可が必要となるのか、適用除外とするのか、考え方を示して欲しい。

他の市で、1㎡以内なら掲出していいという条例もある。

また、他市で避難誘導看板（広域地図）に広告をつけるという市が出てきている。これについては、やめた方がいいと考えているが、横須賀市も考えを検討して欲しい。

○事務局（桑島）

景観重要樹木や景観重要建造物で、寄贈者の名前や解説などを表示するのは、良いという方向で考えていきたい。

○事務局（平井）

当市の条例にも禁止地域であっても1㎡以内なら表示できるという規定はあるが、営業目的でないものに限定するなど、明文化していくことが必要なら検討したい。

○菊竹委員

2つめ。議事説明の方法であるが、(7)から(10)までは、図式化してわかりやすく説明して欲しい。

3つめ。電飾や映像を組み込んだ大型車輛が街を走り、広告として機能させている。これをどう考えるのか。

○田口委員長

ラッピングバスは最近減ってきているが、アドカーと呼ばれる広告車に映像を載せるものが出てきている。これに対しても検討した方がいい。

これらは、自家広告であることから運行を許可されてきたのではないかな。

また、昔から花電車というものもあったが、花電車は、祭り・イベント的なものもあった。

○山畑委員

自転車広告も出てきている。

ベロタクシーやリヤカーを自転車で牽引しているものなど、現条例では規制外のものが出てきている。

これも考える必要があるのではないかな。

○田口委員長

ベロタクシーは地域限定で営業していると思う。

(22)は、今後新しく何が出てくるかわからないので条例でどう対応するのか、方向を決めて対応できるようにしておく方が良いのではないかな。

○松下委員

条例改正のめめさ、頻度もかわарると思う。予想外のものが出てきたときに、機敏な対応ができれば良い。そういう側面も大切である。

○事務局（平井）

屋外広告物の表示は原則禁止で、こういうものは許可するという姿勢を明確にしたい。

○山畑委員

（14）のぼり旗についての許可期間1年は長過ぎると感じる。イベント的に出しているものが出しっ放しになっているのは良くない。

（18）はみ出し広告については、工作物としての安全性を考えると、袖看板などと比較して構造上は弱いことがあるので、好ましくないと思う。屋上看板も同様である。

○事務局（平井）

景観上、袖看板や屋上看板と差異がなければ緩和することを考えていた。看板後ろに補強材を入れるなど、もう一度安全性を考えて検討したい。

○山畑委員

後ろにサポートがある場合は、また別の問題がある。スカイラインを揃えるためには、サポートが無い方が景観上良いこともある。

また、ヨーロッパでは建物のスカイラインを見せるために、文字だけなら良いとしている事例も見られる。面的なものは景観上好ましくない。

○田口委員長、山畑委員

高層ビルには屋上広告をつけない方がいい。

○山畑委員

高層ビルに屋上広告をつけることはあまり無いが、フランスなどでは勾配屋根に載せることが多い。

○田口委員長

（17）（18）（19）については、前からやった方がいいと考えていた。

○山畑委員

横須賀市は景観行政団体であるなら、そちらの側面からも規制があるのではないかと？
芦屋市では、建築基準法でOKでも、景観法でNGという事例が出た。

○事務局（平井）

現在は景観法側からの規制はない。今後は明確にしていきたい。

（5）公共の適用除外については、商工会議所と市の共同事業が多いが、既存事業の

中で支障があるところなどのご意見をいただきたい。

○浜田委員

のぼり旗は安価に設置でき、活気があるように見える効果大きい。

○長井委員

(5) 適用除外の話は、勝手にやれるようになっているものを協議を必要とするように改正するのか。

○事務局（桑島）

適用除外であっても、交通の妨げになったり、管理されていないものがあるのが現状である。それらについて、事前に協議をしていきたい。

○事務局（平井）

現状でも支障があれば、相手に伝えているが、それをきちんと制度化したいと考えている。

○田口委員長

他にご意見、ご質問がなければ、資料1 検討課題 3 事務的改正について事務局より説明をどうぞ。

○事務局（桑島）

(資料1 II 検討課題 3 事務的改正)

○松下委員

見直し機会を規定するのはブームになっている。基本条例のような、あまり変わらないものは4、5年で見直す規定が多い。

動きの大きい条例の場合は、5年はやや長いと思われる。問題があれば5年でなくても対応しないといけないことを念頭に置いてほしい。

5年毎の見直しと書いたからといって、5年たたないとやらないということではいけない。ものによっては、「必要に応じて改正する」と書くこともある。この条例には合わないと思うが、その心を忘れてはいけない。

○事務局（平井）

少なくとも5年に一度は見直すという戒めである。

○事務局（平井）

（１）広告物審議会と景観審議会を合わせて運営していくことは、市で意思決定しているものである。事務的改正に含めてしまい失礼かとは思いますがご理解いただきたい。

○田口委員長

これからは景観と広告物は切り離して考えることができないので、議論していくべきと思う。

条例改正をすることにどのようなメリットがあるのかを事務局は明示して説明してほしい。

他になれば、資料１　Ⅲ改正スケジュールについて事務局より説明をどうぞ。

○事務局（桑島）

（資料１　Ⅲ　改正スケジュール）

○浜田委員

スケジュールの屋外広告物審議会は今のメンバーでよいのか。

○事務局（平井）

現委員の任期中はお願いしたい。その後は、景観審議会に屋外広告物審議会のメンバーが何人か入ってもらうイメージである。

○田口委員長

他にご意見等ないので、今回は、報告ということなので、議論はまた次の審議会にしたいと思う。

本日の議事のほかに委員より何かご発言はあるか。

ないので、以上で第１１回横須賀市屋外広告物審議会を終了する。

議事録署名委員

議事録署名委員
